

京都市文化会館条例の一部を改正する条例(平成26年3月25日京都市条例第112号)  
(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、文化会館の利用料金の上限額の適正化を図る必要があるため、京都市文化会館条例の一部を改正することとしました。

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市文化会館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川大作

京都市条例第112号

京都市文化会館条例の一部を改正する条例

京都市文化会館条例の一部を次のように改正する。

円	円	円
46,000	60,000	69,000
39,000	50,000	58,000
11,400	14,600	16,900
9,500	12,400	14,100
2,400	3,200	3,600
1,200	1,400	1,600
2,800	3,700	4,100
1,200	1,400	1,600
2,100	2,800	3,100
1,200	1,400	1,600
2,800	3,700	4,100
1,100	1,600	1,700
1,100	1,600	1,700
1,000	1,200	1,400
900	1,100	1,200

別表第2備考以外の部分中

を

円	円	円
47,310	61,710	70,970
40,110	51,420	59,650
11,720	15,010	17,380
9,770	12,750	14,500
2,460	3,290	3,700
1,230	1,440	1,640
2,880	3,800	4,210
1,230	1,440	1,640
2,160	2,880	3,180
1,230	1,440	1,640

に改め、同表備考3中「、ホールにあつ

2,880	3,800	4,210
1,130	1,640	1,740
1,130	1,640	1,740
1,020	1,230	1,440
920	1,130	1,230

ては1,000円未満, 創造活動室にあつては100円」を「10円」に改め, 同備考4中「より計算した額」を「掲げる額(3の規定の適用がある場合にあつては, その適用後の額)」に, 「100円」を「10円」に改め, 同備考5中「100円」を「10円」に改め, 同備考7中「1,000円」を「1,020円」に, 「1,500円」を「1,540円」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は, 平成26年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る文化会館の利用に係る料金については, なお従前の例による。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)